

全 社 協

Action Report

平成 30 年 7 月豪雨災害
第 11 報

2018（平成 30）年 7 月 24 日

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
Japan National Council of Social Welfare
(全社協 ぜんしゃきょう)

政策企画部 広報室 z-koho@shakyo.or.jp
TEL03-3581-4657 FAX03-3580-5721
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル

※ 平成 30 年台風第 7 号及び前線等による大雨（平成 30 年 7 月豪雨）災害についての情報をお送りします。

■生活福祉資金（福祉資金「緊急小口資金」）の特例貸付を順次実施

厚生労働省は、7 月 13 日付で、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業において、今回の水害による被災者向けに、緊急小口資金の貸付要件を緩和した特例貸付を実施する旨を通知しました。

特例貸付は、被災者が必要とする当座の生活費を貸し付けるものであり、他県に避難している場合であって、当分の間（1 か月程度以上を目安）、その地に居住する場合には、避難先の都道府県での借り入れも可能とされています。

とくに被害が甚大であった岡山県、広島県、愛媛県においては、広島県が 7 月 26 日（木）より、また岡山県、愛媛県が 7 月 30 日（月）よりそれぞれ貸付を開始することとなりました。

【緊急小口資金 特例貸付の概要】

- ①貸付対象者 水害により災害救助法が適用された地域および被災により特例措置が必要と都道府県知事が設定した地域の住民
(次頁表参照)
- ②貸付額 原則として 10 万円以内
※ 世帯員に死亡者、要介護者がいる場合等は 20 万円以内
- ③貸付利率 無利子
- ④据置期間（償還開始までの期間） 貸付の日から 1 年以内
- ⑤償還期限 据置期間経過後 2 年以内

平成 30 年 7 月豪雨 生活福祉資金（福祉資金〔緊急小口資金〕）の
特例適用地域について（平成 30 年 7 月 23 日現在）

- 災害救助法適用地域・・・11 府県 61 市 38 町 4 村
- 都道府県知事が指定した地域
 - ・ 災害救助法適用市町村を除く全市町村指定:4 県(島根、岡山、広島、山口)
 - ・ 災害救助法適用市町村以外の一部市町村指定:2 県(高知県/4 市町、福岡県/41 市町)

府県	災害救助法適用地域（7 月 23 日現在）	都道府県知事が設定した地域	
		適用日	適用地域
岐阜県	13 市 6 町 2 村 ：岐阜市、美濃市、高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡富加町、加茂郡川辺町、加茂郡東白川村、大野郡白川村		
京都府	6 市 3 町 ：福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町		
兵庫県	9 市 6 町 ：豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、姫路市、西脇市、丹波市、養父市、たつの市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、多可郡多可町、佐用郡佐用町、神崎郡市川町、神崎郡神河町		
鳥取県	1 市 9 町 ：鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡伯耆町、西伯郡南部町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町		
島根県	1 市 1 町 ：江津市、邑智郡川本町	7 月 17 日	県内全市町村 (左記を除く 17 市町村)
岡山県	12 市 5 町 1 村 ：岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新	7 月 18 日	県内全市町村 (左記を除く 9 市町村)

府県	災害救助法適用地域（7月23日現在）	都道府県知事が設定した地域	
		適用日	適用地域
	見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、玉野市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、加賀郡吉備中央町、小田郡矢掛町、英田郡西栗倉村		
広島県	9市4町 ：広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町	調整中	県内全市町村 （左記を除く 10 市町村）
山口県	1市 ：岩国市	7月19日	県内全市町村 （左記を除く 18 市町）
愛媛県	4市2町 ：今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町	調整中	調整中
高知県	4市2町1村 ：安芸市、香南市、宿毛市、土佐清水市、長岡郡本山町、幡多郡三原村、幡多郡大月町	調整中	4市町 ：南国市、四万十市、大豊町、梶原町
福岡県	1市 ：飯塚市	7月20日	41市町 ：北九州市、福岡市、久留米市、直方市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、大野城市、宗像市、太宰府市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、糸島市、那珂川町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、桂川町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、漆田町、糸田町、川崎町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、築上町

現在、それぞれの都道府県社会福祉協議会が必要な準備を行い、順次受付を開始しており、被害が甚大であった下記 3 県においては特例貸付実施のために全国の社協からの応援職員の派遣に向けた調整が進められています。

	広島県	岡山県	愛媛県
特設窓口 の設置	広島市、呉市、三原市、 東広島市、坂町の 5 か 所	岡山市、倉敷市等で 調整中	松山市、宇和島市、大 洲市、西予市の 4 か所
特設窓口 の設置期 間	7 月 26 日(木)から 8 月 10 日(金)を想定 ※土日除く	7 月 30 日(月)から 8 月 10 日(金)を想定 (調整中) ※期間中は土日も受付 を行う予定	7 月 30 日(月)から 8 月 10 日(金)を想定 ※土日除く

(7 月 24 日午前時点)

なお、貸付開始時期、必要書類、具体的手続き等については、それぞれの都道府県社会福祉協議会のホームページ等をご参照ください。

■ 社協・ボランティア関係

○これまでにのべ約 93,000 人のボランティアが活動しました

これまでに、12 府県の 59 市町で災害ボランティアセンターが設置されました。

さらに、12 市町では、社協ボランティアセンターにおいて被災者支援のボランティア活動が行われているほか、1 町で災害ボランティアセンター設置準備の準備が進められています。

発災から 22 日までに、のべ約 9 万 3,000 人を超えるボランティアが各地で活動しました。

災害ボランティアセンターで登録のうえ活動を行ったボランティアの数

	岐阜県	京都府	兵庫県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	合計
7月13日(金)まで	2,472	816	127	55	781	6,036	2,224	736	2,152	1,189	1,172	80	17,840
7月14日(土)	1,380	794	69	20	187	3,624	3,032	617	2,056	399	247		12,425
7月15日(日)	1,524	800	35	17	251	5,450	5,322	709	2,841	184	229		17,362
7月16日(月)	757	693			215	3,625	4,261	494	1,570	129	154		11,898
7月17日(火)	188	114			36	1,263	1,304	166	633		42		3,746
7月18日(水)	226	294			57	1,474	1,438	155	636	35	54		4,369
7月19日(木)	180	116			36	1,422	1,571	222	728		59		4,334
7月20日(金)	133	67			27	1,388	1,478	181	534		33		3,841
7月21日(土)		235			91	2,812	3,978	139	1,160		75		8,490
7月22日(日)		188			87	2,994	4,627	200	1,278		58		9,432
合計	6,860	4,117	231	92	1,768	30,088	29,235	3,619	13,588	1,936	2,123	80	93,737

網かけは、土・日・祝日

※社協ボランティアセンターでの活動者数は含んでいません

「全社協 被災地支援・災害ボランティア情報」

平成 30 年 7 月豪雨（第 16 報） 7 月 23 日

被災各府県・指定都市の災害ボランティアセンター等設置状況（7月24日時点）

府県	実施数	災害ボランティアセンター設置自治体	社協ボランティアセンターで 支援
岐阜県	2	関市、下呂市	
京都府	7	福知山市、与謝野町、宮津市、 綾部市、亀岡市、舞鶴市、京丹波町	
兵庫県	1	丹波市	宍粟市、養父市、神戸市
鳥取県	1	智頭町	
島根県	3	江津市、川本町、美郷町	
岡山県	9	岡山市(北区、東区)、倉敷市、 総社市、高梁市、井原市、笠岡市、 矢掛町、新見市、浅口市	真庭市、玉野市
広島県	18	広島市(南区、東区、安佐北区、安芸 区)、福山市、呉市、三原市、 東広島市、竹原市、江田島市、 海田町、世羅町、坂町、熊野町、 尾道市、府中市、安芸高田市、 府中町、庄原市、三次市、 大崎上島町	大竹市
山口県	3	周南市、光市、岩国市	
愛媛県	7	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、 鬼北町、松野町、上島町	松山市、八幡浜市 砥部町、愛南町
高知県	3	安芸市、宿毛市、大月町	
福岡県	4	福岡市(西区西稜校区)、久留米市、 飯塚市、嘉麻市	北九州市
佐賀県	1	基山町	
大分県			国東市
合計	59		

※ 他に、広島県神石高原町において災害ボランティアセンターの設置準備中。

○被災地でのボランティア活動について

・ 災害ボランティア活動の際には熱中症に十分ご注意ください

被災地では連日の猛暑のなか、ボランティアが熱中症を発症し、救急搬送される事態が頻発しています。

熱中症を予防するためには、こまめに水分や塩分を補給すること、無理をせず活動の合間に十分な休憩をとることが重要です。また、ボランティア活動前の体調管理にも十分に注意し、体調がすぐれないときには、野外での活動を控えるよう周知をお願いします。

・ 各災害ボランティアセンターのホームページにより最新情報を確認してください

報道で紹介されている地域以外でも、多くのボランティアが必要とされている地域があります。

ボランティアの募集人数や参加人数については、常に変動していますので、各センターのホームページ等でご確認ください。

また、ライフラインの回復状況や支援ニーズの変化により、災害ボランティアセンターにおけるボランティアの募集範囲(県内、市内在住者に限る等)も変化します。

・ 「自己完結」のボランティア活動への周知をお願いします

ライフラインが復旧していない地域も多く、被災地では食料・飲料水等の確保が難しいことから、ボランティア活動に必要な物品等は、ボランティア自身の責任であらかじめ用意いただいたうえで、参加いただくことの周知をお願いいたします。

また、ボランティア活動の服装等については、次を参照してください。

<https://www.saigaivc.com/volunteers/十分な準備/>

・ ボランティア活動保険に加入するよう周知してください

ボランティア活動を行うご自身のために、自宅最寄りの社会福祉協議会でボランティア活動保険に加入し、加入した証明(加入証など)を持参して現地に向かうようにしてください。

ボランティア活動保険は、自宅と活動場所の往復途上も補償されます。被災地では混乱も想定されますので、必ず事前に参加してください。

なお、ボランティア活動保険は年度での加入となりますので、今年度、すでにボランティア保険に加入されている際には、再度の加入は不要です。

災害ボランティアセンターのボランティア募集状況等（7月23日 19時現在）

「ボランティア募集中」 ◎：募集範囲を限定せず ○：募集範囲等を限定

※ 赤字は、第10報からの変更点

市町村	災害ボランティアセンターの設置状況			ボランティアの募集状況			備考
	災害ボランティアセンター設置	社協ボランティアセンターで支援	設置準備中	ボランティア募集中	ボランティア募集の準備中	ボランティア募集終了・募集せず	
岐阜県							
関市	○					○	20日で終了
下呂市	○					○	16日で終了
京都府							
福知山市	○					○	18日で終了
与謝野町	○			○			町内在住、在勤の方
宮津市	○					○	20日で終了
綾部市	○						22日で終了予定
亀岡市	○					○	16日で終了
舞鶴市	○					○	16日で終了
京丹波町	○					○	14日で終了
兵庫県							
丹波市	○					○	17日で終了
宍粟市		○				○	16日で終了
養父市		○				○	10日で終了
神戸市		○					
鳥取県							
智頭町	○					○	15日で終了
島根県							
江津市	○			○			県内在住の方 25日以降の募集は事前申込
川本町	○					○	14日で終了
美郷町	○					○	16日で終了

市町村	災害ボランティア センターの設置状況			ボランティアの 募集状況			備考
	災害ボランティア センター設置	社協ボランティア センターで支援	設置準備中	ボランティア募集中	ボランティア募集の 準備中	ボランティア募集 終了・募集せず	
岡山県							
岡山市	○			◎			軽トラックで来訪の方 とくに、東区でボランティア募集 ホームページをご参照ください
倉敷市	○			◎			
総社市	○			○			23 日以降は県内在住の方
高梁市	○			◎			
井原市	○						すでに登録いただいている方
矢掛町	○			○			県内在住の方
笠岡市	○						
新見市	○					○	22 日で終了
浅口市	○					○	社協に登録している方で支援
真庭市		○					
玉野市		○				○	
広島県							
広島市	○			○			ホームページをご参照ください
福山市	○			○			25、26 日の活動について募集
呉市	○			◎			5 か所の活動拠点で募集
三原市	○			◎			2 か所の活動拠点で募集
東広島市	○			◎			
竹原市	○			◎			
江田島市	○			○			7/30、8/6 は活動休止
海田町	○			○			町内、広島市安芸区在住の方
世羅町	○			○			町内在住・在勤の方
坂町	○			◎			
熊野町	○			○			町内在住の方、26 日活動再開
尾道市	○			○			ホームページをご参照ください

市町村	災害ボランティア センターの設置状況			ボランティアの 募集状況			備考
	災害ボランティア センター設置	社協ボランティア センターで支援	設置準備中	ボランティア募集中	ボランティア募集の 準備中	ボランティア募集 終了・募集せず	
府中市	○			○			ホームページをご参照ください
大竹市		○					
安芸高田市	○			○			電話予約のある方のみ
府中町	○			○			町内に在学、在勤、在学の方
庄原市	○					○	20 日で終了
三次市	○					○	
大崎上島町	○			○			町内在住、在勤の高校生以上 活動日は、土曜日・日曜日
神石高原町			○				
山口県							
周南市	○			○			県内在住で通える方
光市	○			○			市内在住の方
岩国市	○					○	21 日で終了
愛媛県							
今治市	○			○			市内在住の方
宇和島市	○			◎			
大洲市	○			◎			
西予市	○			◎			
鬼北町	○						町内在住の方 登録いただいた方
松山市		○		○			市内在住の方
上島町	○					○	17 日で終了
八幡浜市		○				○	20 日で終了
松野町	○			○			町内在住の方、半日の活動可
砥部町		○				○	
愛南町		○				○	23 日で終了

市町村	災害ボランティアセンターの設置状況			ボランティアの募集状況			備考
	災害ボランティアセンター設置	社協ボランティアセンターで支援	設置準備中	ボランティア募集中	ボランティア募集の準備中	ボランティア募集終了・募集せず	
高知県							
安芸市	○					○	14 日で終了
宿毛市	○					○	15 日で終了
大月町	○			○			県内在住の方 25、28 日の活動を電話受付
福岡県							
福岡市						○	
北九州市		○		○			市内在住、在勤の方 あらかじめ登録をお願いします
久留米市	○						4 名以上の団体のみ
飯塚市	○					○	20 日で終了
嘉麻市	○			○			電話での事前登録による募集
佐賀県							
基山町	○					○	
大分県							
国東市		○				○	

※ 災害ボランティアセンターの活動を終了した地域においても、社会福祉協議会のボランティアセンター等によって引き続き被災した方がたへの支援を行います。

(全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター ホームページ)

<https://www.saigaivc.com/>

■厚生労働省による関係通知等の発出状況（7月24日）

（◎：本紙第7報（7月18日）から追加した通知等）

- 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨により被災した要介護高齢者等への対応について（事務連絡／7月6日）
- 子ども・子育て支援に係る災害対応について（周知）（事務連絡／7月6日）
- 高齢者、障害者等の災害時要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について（事務連絡／7月7日）
 - ※ 7月9日付で、全国社会福祉法人経営者協議会等に協力を要請。
- 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて（事務連絡／7月9日）
- 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る障害者（児）への相談支援の実施等について（事務連絡／7月9日）
- 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に伴い一時的に避難をしている利用者に対する継続した障害福祉サービス等の提供について
（事務連絡／7月9日）
- 災害により被災した保育所等への対応について（事務連絡／7月9日）
 - ※ 7月9日付で、全国保育協議会、全国保育士会に協力を要請。
- 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（事務連絡／7月9日）
- 災害により被災した要保護児童等への対応について（事務連絡／7月9日）
 - ※ 7月9日付で、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会にそれぞれ協力を要請。
- 平成30年台風第7号及び前線等による豪雨被害の発生に伴う児童福祉施設等の人員基準等の取り扱いについて（事務連絡／7月9日）
- 平成30年（2018年）台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて（事務連絡／7月9日）
- 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について
（事務連絡／7月9日）
- 災害により被災した子ども等に対する児童相談所における支援の実施について
（事務連絡／7月9日）
- 平成30年7月豪雨に伴い避難先市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の手続について（事務連絡／7月10日）

- 平成 30 年 7 月豪雨により被災した要援護高齢者等への対応について
(事務連絡／7 月 10 日)
- 平成 30 年 7 月豪雨に伴う介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについて
(事務連絡／7 月 10 日)
- 避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について(事務連絡／7 月 10 日)
- 平成 30 年台風第 7 号及び前線等による豪雨被害の発生に伴う児童福祉施設等の
人員基準等の取り扱いについて(事務連絡／7 月 10 日)
- 平成 30 年 7 月豪雨に関する災害における介護報酬等の取扱いについて
(事務連絡／7 月 11 日)
- 平成 30 年 7 月豪雨に対し社会福祉法人が寄付金(義援金)を支出することについ
ての特例について(事務連絡／7 月 11 日)
- 平成 30 年 7 月豪雨により被災した認知症高齢者等及びその家族に対する避難所
等における適切な支援について(事務連絡／7 月 11 日)
- 平成 30 年台風第 7 号及び前線等による豪雨被害により被災した要援護者への対
応及び被災地の社会福祉施設への支援について(事務連絡／7 月 12 日)
- 平成 30 年 7 月豪雨による被災者に係る利用料等の取扱いについて
(事務連絡／7 月 13 日)
- 平成 30 年 7 月豪雨により指定居宅サービス事業所等が福祉避難所として開設さ
れた場合の取扱いについて(事務連絡／7 月 13 日)
- ◎ 平成 30 年 7 月豪雨に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取
扱いについて(事務連絡／7 月 13 日)
- 平成 30 年 7 月豪雨に伴う避難者への必要な支援体制の確保等について
(事務連絡／7 月 14 日)
- 平成 30 年 7 月豪雨による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費
用の取扱いについて(事務連絡／7 月 14 日)
- ◎ 平成 30 年 7 月豪雨により被災した障害者等に対する支給決定等について
(事務連絡／7 月 17 日)
- ◎ 平成 30 年 7 月豪雨の被災地において高齢者等に社会福祉施設等の入浴施設を
開放することについて(依頼)(事務連絡／7 月 19 日)
- ◎ 平成 30 年 7 月豪雨に伴う指定就労継続支援 A 型事業者の運営に関する基準の取
扱いについて(事務連絡／7 月 20 日)